

社会保険料早見表（岐阜県）

令和 7 年 3 月（健康保険料・介護保険料）改正

令和 7 年 4 月（雇用保険料）改正

月例賃金・賞与より控除される分（賞与：1000 円未満切捨て後計算）

	事業主負担分	社員負担分	保険料率
健康保険料 （介護対象外）	49. 65／1000	49. 65／1000	99. 3／1000
（介護対象）	57. 6／1000	57. 6／1000	115. 2／1000
（内介護保険料）	7. 95／1000	7. 95／1000	15. 9／1000
厚年保険料	91. 5／1000	91. 5／1000	183／1000
雇用保険料 （一般の事業）	9／1000	5. 5／1000	14. 5／1000
（農林水産・ 清酒製造の事業）	10／1000	6. 5／1000	16. 5／1000
（建設の事業）	11／1000	6. 5／1000	17. 5／1000

注 1 健保保険料率は、政府管掌の健康保険料の料率です。

注 2 雇用保険料は、毎月の給料総支給額に料率を掛けて算出して下さい。

注 3 標準賞与額の上限は健康保険は年間 5 7 3 万円（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの累計額）となり、厚生年金保険と児童手当拠出金の場合
は月間 1 5 0 万円となります。

※ 今回変更となった部分（社員負担分）

改訂月	種 類	変更前	変更後
3 月	健康保険料	49. 55／1000	49. 65／1000
3 月	介護保険料	8. 0／1000	7. 95／1000
4 月	雇用保険料（一般）	6. 0／1000	5. 5／1000
4 月	雇用保険料（建設）	7. 0／1000	6. 5／1000